

忍野村地球温暖化対策実行計画

【忍野村の事務・事業における温室効果ガス削減計画】



平成20年4月

忍 野 村

目 次

第1章 計画の基本的事項	1 ~ 3
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の期間	2
4 計画の範囲	2 ~ 3
第2章 目標	4 ~ 5
1 温室効果ガスの総排出量に関する目標	4 ~ 5
第3章 取組	6 ~ 7
1 取組内容	6 ~ 7
第4章 推進と点検・評価	8 ~ 9
1 推進体制	8 ~ 9
2 点検・評価	9
3 公表	9
第5章 資料編	10
1 各課別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量	10

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球は、太陽光により温められた熱を赤外線として放射し、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスがこの熱を吸収し、大気を温め地球の温度を一定に保ち、生物が暮らしやすい環境を作っています。

近年、この温室効果ガスは人間の経済活動などにより世界的に増加しています。この温室効果ガスの増加に伴い、太陽光の熱の吸収と地表面からの放射のバランスがくずれ、気温が上昇現象にあります。

このような気温の上昇が地球環境へ与える影響として、海面水位の上昇に伴う陸地の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性感染症の発生数の増加など、私たちの生活へ甚大な被害を及ぼす可能性が指摘されてきました。

このような中、1997年12月に京都で「地球温暖化防止京都会議」が開催され、世界の主要国における温室効果ガスの削減目標が定められ、日本においては6%削減の目標が定められた。

このような国際的な動きから、国内においては「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対し「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）」の策定が義務付けられました。

以上のことから、本村においても住民への呼びかけはもとより、村の事務・事業のなかで率先して取り組むものであります。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき本村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的とします。

3 計画の期間

基準年を平成18年度とし、本計画の期間を平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

4 計画の範囲

本計画の対象は「本村の事務及び事業」であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてに及ぶものとします。主な対象施設等は以下に示すとおりとします。

対象施設等一覧

管理課名	管理施設等	管理車両
総務課	本庁舎、本庁別館(企画・上下水道他)コミュニティセンター、大豆加工場、忍草コミュニティセンター共用施設、内野コミュニティセンター共用施設、書庫、平山自治会館、第一分団詰所、第二分団詰所、第二分団可搬式ポンプ小屋	ニッサン/プレジデント、トヨタ/クラウン、イズズ/トラック(エルフ)、スバル/サンバー、三菱/ミニカ、ニッサン/シビリアン、スバル/サンバー、三菱/パジェロ
企画課		トヨタ/プリウス
地域振興課	公衆便所、さかな公園体験学習施設、さかな公園公衆便所、さかな公園駐車場公衆便所、菖蒲池公園野外便所、柳原公園内公衆便所、笹尾根農村公園内公衆便所	ニッサン/エクストレイル、ホンダ/軽ダンプ、スバル/サンバー
建設課	村営住宅	ニッサン/ダットサン、ニッサン/プレサージュ
税務課		トヨタ/サーフ
福祉課	忍草保育所、内野保育所、内野老人福祉センター、忍草老人福祉センター、内野ゲートボール場、保健センター、児童館	ダイハツ/ハイジェット、三菱/ミニキャブ、三菱/イーケーワゴン、ホンダ/ストリート、トヨタ/プラッツ
保健衛生課		スズキ/アルト

教育委員会	小学校、中学校、小学校体育館、中学校体育館、小学校プール、中学校プール、幼稚園、教員住宅、村民体育館、給食室、村民ふれあいホール、生涯学習館、生涯学習館（屋外便所）、相撲場、生涯学習館（車庫）、仮設図書館	ニッサン/キャラバン、ニッサン/アトラス、ホンダ/フィット、ホンダ/フィット、スズキ/エブリィ、スズキ/エブリィ、スバル/サンバー、イスズ/ファーゴ
上下水道課	平山簡易水道高区配水池、平山簡易水道第1取水源、平山簡易水道低区配水池、尾鼻汚水中継ポンプ場、第1～12マンホールポンプ場、忍野浄水場、第1取水所、第2取水所、第3取水所	ダイハツ/ハイジェット、ニッサン/アトラス、スズキ/ジムニー

第2章 目標

1 温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 温室効果ガスの排出状況

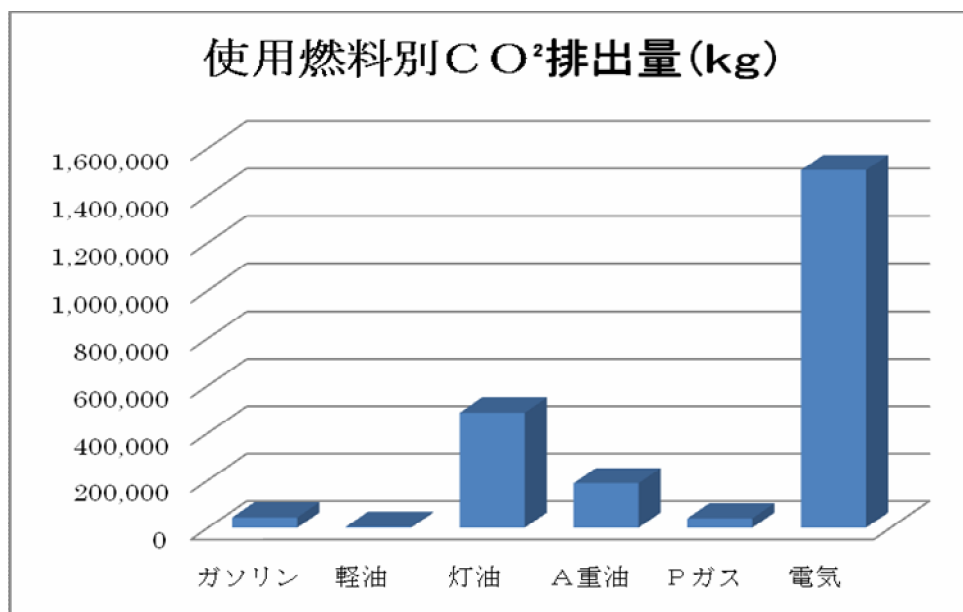
村の事務及び事業における温室効果ガスの排出量は、各施設、車両等の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、算出致します。

村の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

【平成18年度：基準年】

燃料等	使用量	二酸化炭素排出量(kg - co2)	割合
ガソリン	19,068 ㍓	44,238	1.95
軽油	1,617 ㍓	4,236	0.19
灯油	195,403 ㍓	486,554	21.44
A重油	69,132 ㍓	187,348	8.25
Pガス	6,688 m ³	40,128	1.77
電気	2,715,758 Kwh	1,507,246	66.40
合計	3,007,666	2,269,750	100.00

LPG比容量 m³/2kg



平成18年(基準量)温室効果ガス総排出量 2,269,750(kg-CO₂)

(2) 温室効果ガスの排出削減目標 平成24年度における温室効果ガス排出量を、平成18年度に比べて6%(136,185(kg-CO₂))削減します。

平成24年度(目標年)温室効果ガス総排出量 2,133,565(kg-CO₂)

各項目別のCO₂排出量と目標

	基準年度(H18)		目標値(H24)		削減量	
	使用量	Co2 排出量 (kg-co2)	使用量	Co2 排出量 (kg-co2)	使用量	Co2 排出量 (kg-co2)
ガソリン	19,068	44,238	17,924	41,584	1,144	2,654
軽油	1,617	4,236	1,520	3,982	97	254
灯油	195,403	486,554	183,679	457,361	11,724	29,193
A 重油	69,132	187,348	64,984	176,107	4,148	11,241
P ガス	6,688 m ³	40,128	6,287 m ³	37,720	401 m ³	2,408
電気	2,715,758 kwh	1,507,246	2,552,812 kwh	1,416,811	162,946 kwh	90,435
合計	3,007,666	2,269,750	2,827,206	2,133,565	180,460	136,185

第3章 取組

本村の事務事業において二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に向けた取組を、以下のとおり行います。

1 取組内容

(1) 直接効果が把握できる取組

電気使用量の削減

- ・ 効果的、計画的な事務処理に努め、夜間残業の削減を図り、照明の点灯時間を減らすことを目指します。
- ・ 昼休み等の休憩時の消灯や不必要な場所の消灯に努めます。
- ・ 退庁時に身の回りの不要な電気器具の電源が切られているかどうか確認します。
- ・ OA 機器等の電源をこまめに切るようにします。
- ・ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- ・ 電気製品の購入については、省エネタイプの物を購入します。

燃料使用量の削減

施設

- ・ 冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行います。
- ・ 施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進します。

公用車

- ・ 急発進、急加速はしません。
- ・ 車両を適正に整備・点検し、排気ガスの削減に努めます。
- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えません。
- ・ 不必要な公用車使用はやめ、出張時の相乗りを奨励します。
- ・ 公用車の更新時には、小型車や低燃費の導入を図ると共に、ハイブリットカーへの移行を検討します。
- ・ バイオディーゼル燃料使用等の公用車導入を検討します。

物品等の新規、更新

- ・ 物品等の新規、更新する時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。

施設の新築、改築

- ・ 施設の新築、改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、ソーラーシステムなどの環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。

村有林の整備、保全及びその活用

- ・ 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。

(2) 間接的に効果がある取組

用紙類

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・ 再生紙の使用及び印刷物の再生紙指定に努めます。

事務用品

- ・ 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ・ 環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品の購入に努めます。

水道

- ・ 日常的に節水を心掛けるとともに節水型機器の導入について検討します。

ごみの減量及びリサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、もってごみの減量化を図ります。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・ 使い捨て容器による製品は、購入を極力控えます。

第4章 推進と点検・評価

1 推進体制

推進体制は、「推進本部」「推進員」「推進事務局」を配置し、相互に協力し、計画の着実な推進を促進する。

(1) 推進本部

村長を本部長とし、副村長及び教育長を副本部長、その他課長、所長、館長等を本部員とし計画の策定、見直し及び推進状況を点検する。

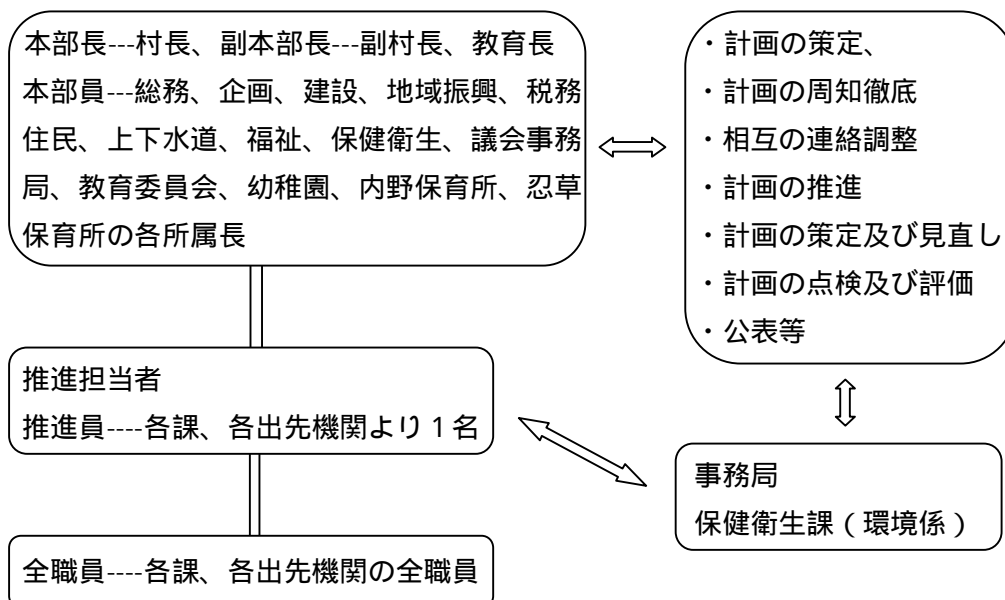
(2) 推進員

各課及び出先機関に1名以上の「推進員」を置き、所属内の推進を促進し、随時推進事務局に状況の報告等の事務等を行う。

(3) 推進事務局

推進事務局を保健衛生課内に置き、環境係は常に全体の推進状況のデータ集計等を行い本部長に随時報告する。

推進体制組織



(4) 職員に対する啓発等

職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施すると共に、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組む為に必要な支援を行う。

- ・ 環境全般に関する意識向上を図るための研修会の開催及びその他の研修情報を提供する。
- ・ 庁内LAN等を活用して環境に関する情報を発信する。

2 点検・評価

事務局が各推進員をとおり、定期的に進捗状況を把握し、推進本部において点検評価を行う。

3 公表

計画及びその進捗状況、点検評価結果は、広報誌、ホームページ等により公表する。

第5章 資料編

1 各課別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

【平成18年度：基準年】

区分	ガソリン ()	軽油 ()	灯油 ()	A重油 ()	Pガス (m ³)	電気 (kwh)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
総務課	5,190.73	185.42	37,113.00	0.00	487.00	352,090.00	303,271.61	13.36
企画課	752.34	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,745.43	0.08
地域振興課	1,914.92	0.00	0.00	0.00	0.00	12,540.00	11,402.31	0.50
建設課	3,095.61	440.61	0.00	0.00	0.00	0.00	8,336.21	0.37
税務課	605.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,405.11	0.06
福祉課	1,526.92	0.00	34,164.30	42,320.00	1,712.00	555,000.00	521,595.76	22.98
保健衛生課	714.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,657.64	0.07
教育委員会	3,711.81	990.62	124,126.00	26,812.00	4,489.00	1,058,260.00	1,007,209.37	44.38
上下水道課	1,555.49	0.00	0.00	0.00	0.00	737,868.00	413,125.48	18.20
合計	19,067.97	1,616.65	195,403.30	69,132.00	6,688.00	2,715,758.00	2,269,748.94	100.00

